

# 大学改革等の推進

令和3年 11月17日

文部科学省高等教育局

**1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革の検討**

2. 国立大学改革

3. 学校法人のガバナンス改革

4. 高等教育の修学支援制度

# 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議

## 趣 旨

CSTI「世界と伍する研究大学 専門調査会」の中間とりまとめにおいて、「実際の制度改革等の在り方については、関係府省庁で検討を行い、本専門調査会の最終とりまとめに反映していく」とされたことを踏まえ、「特定研究大学制度(仮称)」を含む制度改革事項について必要な検討を行う。

## 検討事項

### (1) 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革について

- ・新たな大学制度（特定研究大学制度(仮称)）の構築
- ・世界と伍する研究大学におけるガバナンス
- ・世界と伍する研究大学に係る規制緩和等

### (2) 国立大学法人のガバナンス改革・規制緩和の推進等について

## 開催予定

### ◆第1回：9月7日

- 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス①

### ◆第2回：10月14日

- 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス②
- 特定研究大学（仮称）に係る規制緩和等
- 特定研究大学（仮称）の指定・評価①

### ◆第3回：11月10日

- 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス③
- 特定研究大学（仮称）に係る規制緩和等②
- 特定研究大学（仮称）の評価・指定②

### ◆第4回：11月25日

### ◆第5回：年内

## 構成員

上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員（常勤）
太田 誠	株式会社日立製作所 顧問
金丸 恭文 （主 査）	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO
篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役会長、 総合科学技術・イノベーション会議議員（非常勤）
高橋真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、 総合科学技術・イノベーション会議議員（非常勤）
林 隆之	政策研究大学院大学教授
松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科教授
山本佳世子	株式会社日刊工業新聞社論説委員兼編集委員

# 専門調査会中間とりまとめにおける 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討事項

## 1. 新たな大学制度（特定研究大学制度（仮称））の構築

- 既存の国立大学法人制度、公立大学・公立大学法人制度、学校法人制度の特例として、トップクラスの「世界と伍する研究大学」に特化した仕組み（特定研究大学制度（仮称））を構築することが適当
- 国公立大学法人においては、国や地方公共団体との間の中期目標・中期計画とそれに伴う評価の仕組みについて簡素化を行うとともに、事業成長のアウトカムへのコミットなど、数個の厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要
- ステークホルダーとしての国の関与も必要であり、アドバイザリーボード（仮称）のような仕組みを設けることが必要
- その他、新たな制度の対象となる大学（法人）に対して高度な自律性や自主裁量を与えるという観点から当該大学（法人）の性質や関係法令を踏まえ、例えば教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や認証評価等の評価との関係について整理を進める。また、寄附を促進する観点からの税制改正、産学連携を推進する観点からの知的財産権の取得等の促進に向けた検討も必要
- 国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要
  - ・基金への積立を可能とする仕組みの創設（既存の積立金制度との関係整理含む）
  - ・基金制度導入を踏まえた会計制度の在り方
  - ・授業料の設定の柔軟化
  - ・長期借入れや大学債券の発行における要件の緩和（対象事業の拡大、償還期間の更なる長期化、リファイナンス、償還財源の多様化等）
  - ・大学所有資産の活用における認可の緩和
  - ・資産運用を主目的とする子会社の設置

# 専門調査会中間とりまとめにおける 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討事項

## 2. 国公立大学法人における合議体の設置等

- 国立大学法人については現状、理事長または学長が法人の長として業務を総理する権限が与えられており、合議体によるガバナンスを前提としておらず、合議体の導入に当たっては、既存の法制度の見直しが不可欠であり、具体には、合議体の設置を可能とする法改正を行うことが求められる。
  
- その際、以下についてより具体的な内容を明確化する必要
  - ①新たに導入する合議体の権限について、大学の長の選考や重要事項の決定権を与えることが想定されるが、重要事項にはどの程度の内容を含むべきか、また、合議体の長の責任と権限はどうあるべきか。
  - ②合議体の構成員について、民間企業と異なりコモンズである大学の特性を踏まえ、外部のステークホルダーの意向を反映するという趣旨と、教学に関する事項は教職員の意向を踏まえることが必要というバランスの中で、合議体の構成員の具体的な構成をどう規定するか。
  - ③合議体が健全にその機能を果たしていくため、給料を含めたインセンティブやその活動に対する評価の仕組みをどのように構築していくか。
  
- 一方、公立大学法人については、地方団体の組織のあり方は可能な限り地方団体の任意の判断に委ねるべきという地方独立行政法人法の趣旨を尊重した検討が必要

1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革の検討

**2. 国立大学改革**

3. 学校法人のガバナンス改革

4. 高等教育の修学支援制度

# 第4期中期目標期間（R4.4～）に向けた国立大学改革について①

## 改革の方向性

- ▶ 世界最高水準の教育研究の先導、イノベーションや知の多様性の源泉となる学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保など、人類社会全体の発展へ寄与【**普遍的使命**】
- ▶ 世界的規模で公共的な価値への投資が活発化・加速化する中、**機能拡張により公共を担う経営体へ転換**し、全国の知的インフラのネットワーク集積機能を活かし、成長戦略の切り札として貢献【**社会変革の駆動力としての新たな役割**】

※国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議報告(令和2年12月)より <座長:金丸恭文フューチャー(株)代表取締役>

## ①中期目標・中期計画・法人評価

- 課題**
- ・国が国立大学法人に求める役割や機能の明確化
  - ・中期目標期間(6年間)を通じた法人経営の自主性・自律性の確保、評価関係業務の軽減

- ▶ 国が求める役割や機能に関する基本的事項を「国立大学法人中期目標大綱」として提示することとし、**今年度中に第4期中期目標・中期計画を策定予定**
- ▶ 国が行う法人の**年度評価を廃止**、原則として**6年間を通じた業務実績評価**に

## ②ガバナンス体制・財務基盤

- 課題**
- ・各法人の自浄能力を高めるための管理運営体制やコンプライアンスの強化により、真の経営体へ転換
  - ・財源の多様化や産学連携の更なる活性化による資金獲得の柔軟性向上により、経営裁量を拡大

- ▶ 下記の内容を含む改正法（令和3年5月成立）が施行予定
  - ・ 学長選考会議による**学長の業務執行へのチェック機能**の強化、**監事常勤化による監査体制強化**
  - ・ **出資対象事業を拡大**、研究成果等を社会に還元、財務基盤強化を促進

## 第4期中期目標期間（R4.4～）に向けた国立大学改革について②

### ③運営費交付金等による改革支援

課題

・法人化以降、国立大学改革は着実に進展してきたが、現状の運営費交付金の配分の仕組みは、各大学が担うミッションの実現に向けた意識・行動の変化には十分に結びついていない

- ▶ 自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、**社会変革や地域の課題解決を主導する大学**への変革を強力に支援
- ▶ 学長のリーダーシップに基づき、強み・特色ある教育研究活動を通じて**先導的な経営改革に取り組む大学**を支援（国立大学経営改革促進事業）

### ④会計制度・会計基準

課題

・損益均衡の概念や損益外処理など、多様なステークホルダーにとって分かりにくい概念が多い  
・大学自らが獲得した財源について、その資金留保の確実性が担保されないことに対する懸念

- ▶ 損益外情報や科研費等の情報を含めた損益計算書の表記の工夫など、国以外の**多様なステークホルダーから理解されやすい財務諸表への改善**、大学が**自ら獲得した多様な財源を戦略的に積立てる仕組みの創設**

### ⑤人事給与マネジメント

課題

・年俸制、クロスアポイントメント制度等の新たな人事給与制度の活用が進展する一方で、我が国全体の課題である若手研究者の活躍機会の創出や外部資金の雇用財源への活用といった取組は十分には進んでいない

- ▶ 外部資金を活用して捻出された学内財源の若手ポスト増設や研究支援体制の整備への充当など、**組織全体で若手の育成・活躍促進を後押しし、持続可能な研究体制を構築**する取組を促進（2021年度中にガイドライン追補版作成）

### KPIの策定に向けて

- ▶ 今年度中に策定予定の第4期中期目標・中期計画や、第4期中期目標期間における運営費交付金の在り方の検討状況、
- ▶ 大学ファンドの創設に向けた、「世界に伍する研究大学」に求められるガバナンスや規制緩和についての検討状況等を踏まえて、改革工程表のKPIについても引き続き検討。

1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革の検討
2. 国立大学改革
- 3. 学校法人のガバナンス改革**
4. 高等教育の修学支援制度

# 学校法人のガバナンス改革について

- ✓ 学校法人制度については、累次の法改正を経て、ガバナンスの強化に取り組んできたところ。
- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2021に基づき、学校法人として適切なガバナンスの在り方について、改めて検討中。年内には一定の結論を得て、必要な制度改革に取り組む。**

【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）】

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う。

## 検討事項

### 1. 新法人制度の改革案

- **社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方**
  - 評議員会のチェック・監督機能
  - 評議員の規律
  - 理事会のモニタリング機能
  - 監事のけん制機能・独立性
  - 会計監査人・内部統制システム
- **その他社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するための見直し**
  - 理事・監事・評議員の任期・資格要件
  - 評議員会議決事項の理事会への委任の無効
  - 理事に委任できない理事会決定事項
  - 監事の報告義務の拡大 など

### 2. 規模等に応じた取扱い

- **会計監査人、内部統制システム等の義務付けや代替措置の在り方**
  - 事業規模（負債、収益、基本金、学生生徒数、従業員数など）
  - 事業区域（学校・サテライト施設・事務所など）
  - 公費（私学助成、修学支援新制度、子ども・子育て支援新制度など）・税制優遇
- **簡素化する事項の整理**
  - 理事・評議員の定数、計算書類の種類 など
- **財務書類の一般閲覧・公表（都道府県所轄法人）**
- **個人立幼稚園に対する規律**

### 3. 「ガバナンス・コード」の抜本改革（年内に1・2の結論を得た後に検討）

- **コンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行**
- **事業報告書を通じたガバナンス情報の開示**
- **コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた対応**
- **団体の取組・法人の好事例のフォローアップ**

1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革の検討
2. 国立大学改革
3. 学校法人のガバナンス改革
- 4. 高等教育の修学支援制度**

# 高等教育の修学支援新制度における大学等の要件（機関要件）について

経済・財政再生計画 改革工程表(KPI) ◆学生への修学支援の重点的・効率的な実施

KPI第1階層

○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件(シラバス、GPA(平均成績)等)の設定・適用状況

○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況

※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用

➡ 以下の通り、2019年度に機関要件を設定し、毎年度要件に基づき確認を実施  
＜新制度の対象数＞(令和3年10月28日時点)

- ・大学・短大は1,089校中、1,068校(98.1%)が対象、高等専門学校は57校全てが対象
- ・専門学校は2,683校中、2,009校(74.9%)が対象

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)

\* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

\* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされないことがないようするための経営要件を設定。

➤ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス (法人の決算)

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス (法人の決算)

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※ (大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

# 高等教育の修学支援新制度における改革工程表（KPI）への対応について

## 改革工程表2020の記載

経済・財政再生計画 改革工程表(KPI) ◆学生への修学支援の重点的・効率的な実施

KPI第2階層

高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA(平均成績)、就職・進学率の状況

※高等教育の修学支援新制度は開始直後のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定

➡ 以下の通り、目標値を設定予定

- 支援対象学生のうち、GPA等下位1/4の割合:25%未満
- 住民税非課税世帯の大学等への進学率:前年度実績以上

※引き続き検証を行い、必要に応じてKPIを更新する。

## 1. 支援対象学生における「GPA等下位4分の1」の割合（2020年度末時点）



## 2. 住民税非課税世帯の大学等への進学率（2020年度）



※非課税世帯の進学率については、一定の仮定の基づく推計値である。その時点の経済情勢や、高校卒業者の人数等に大きく影響を受けるものであり、年度により大きく変動する可能性がある点に留意が必要である。

# 參考資料

# 10兆円規模の大学ファンドの創設

## 現状とファンド創設の狙い

- 研究力(良質な論文数など)は相対的に低下
- 博士課程学生は減少、若手研究者はポストの不安定/任期付
- 資金力は、世界トップ大学との差が拡大の一途

- 世界トップ研究大学の実現に向け、**財政・制度両面から異次元の強化を図る**
- ✓ **大学の将来の研究基盤への長期・安定的投資の抜本強化**
- ✓ **世界トップ研究大学に相応しい制度改革の実行**

## 制度概要

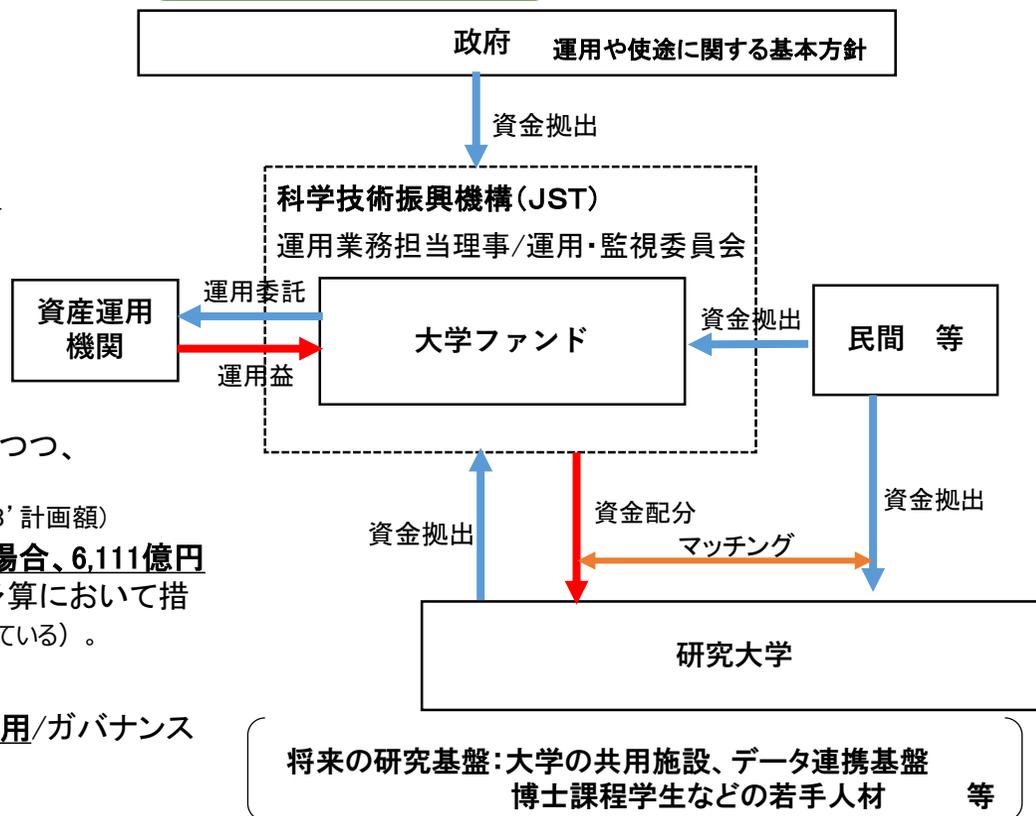
### 基本的枠組み

- 科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置
- 運用益を活用し、研究大学における将来の研究基盤への長期・安定投資を実行
- 参画大学は、世界トップ研究大学に相応しい大学改革、資金拠出にコミット
- 財政融資資金は50年の時限、将来的に大学がそれぞれ自らの資金で基金運用するための仕組みを導入。

### 大学ファンドの運用

- **4.5兆円※1からスタート**、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、**早期に10兆円規模の運用元本を形成**  
※1 政府出資0.5兆円(R2'第3次補正予算)、財政融資4兆円※3(R3'計画額)
- **10兆円規模に向けて、現行の自己資本比率※1を維持した場合、6,111億円の自己資本の拡充が必要**なため、これを令和3年度補正予算において措置する必要(別途、令和4年度財政融資資金48,889億円も要求している)。  
(※) R3年度までに措置いただいた政府出資金と財政融資資金の割合から算出(0.5兆円/4.5兆円=11.1%)。
- **長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に運用/ガバナンス体制の強化**
- R3年度中の運用開始を目指す

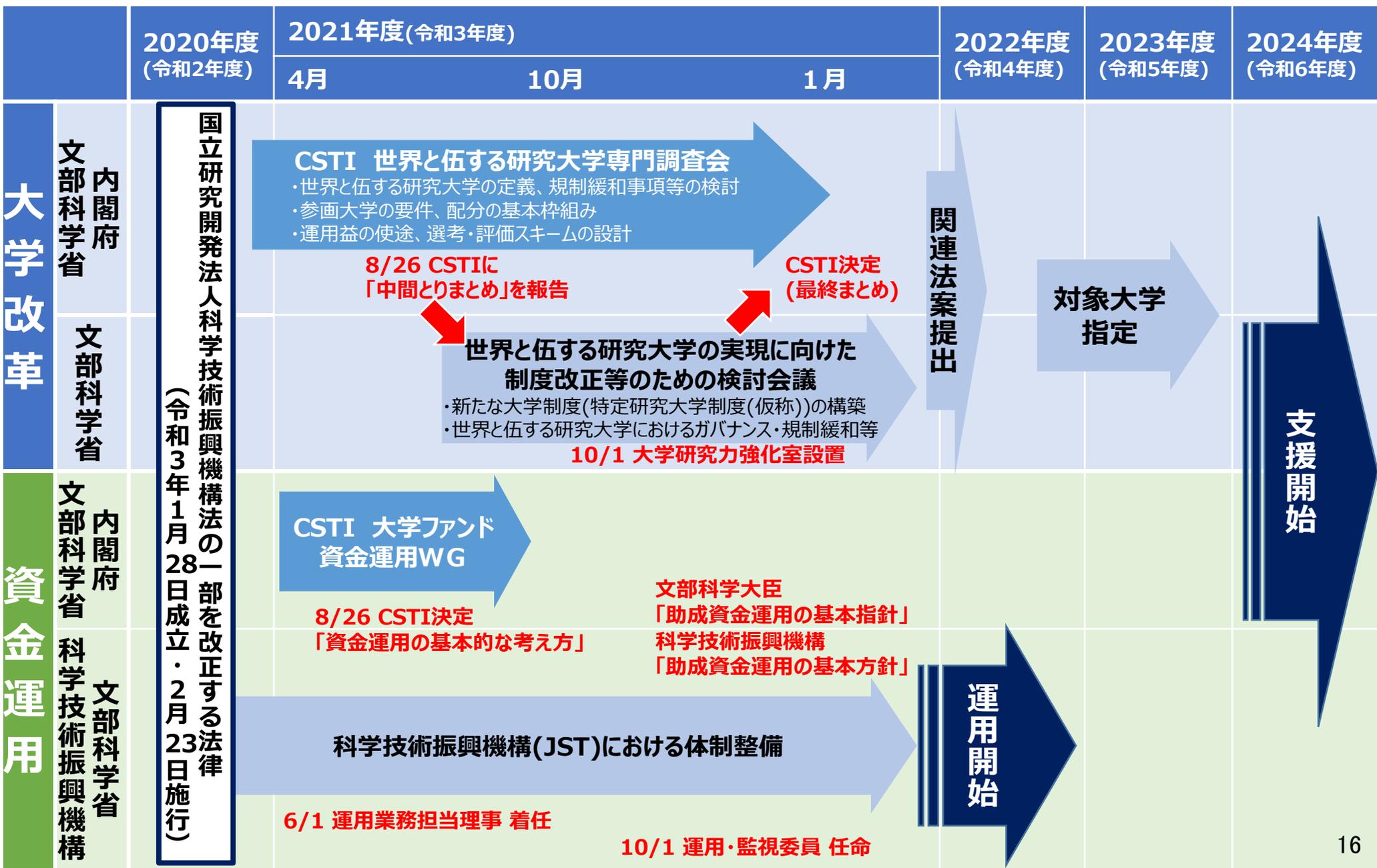
### スキーム



【参考】「第205回国会における岸田内閣総理大臣総理所信表明演説(抄)」(令和3年10月8日)

まず、成長戦略の第一の柱は、科学技術立国の実現です。(中略)世界最高水準の研究大学を形成するため、**10兆円規模の大学ファンドを年度内に設置**します。

# 大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



# 国立大学法人改革について

## 法人化の趣旨・目的 (平成16年)

- 国立大学…を法人化し、**自律的な環境**の下で国立大学をより活性化し、**優れた教育や特色ある研究**に積極的に取り組む、**より個性豊かな魅力ある国立大学を実現**することをねらいとする。(国立大学法人法提案理由説明より)
- **大学の教育研究に対する国民の要請にこたえ**るとともに、**我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展**を図る。  
(国立大学法人法第1条)  
【参考】「新しい「国立大学法人」像について」最終報告(平成14年 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)に基づいて国立大学を法人化  
①大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保、②「**民間的発想**」のマネジメント手法を導入、③「**学外者の参画**」による運営システムを制度化 等

## 改革の方向性

※国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議報告(令和2年12月)より <座長:金丸恭文フューチャー(株)代表取締役>

- 世界最高水準の教育研究の先導、イノベーションや知の多様性の源泉となる学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保など、人類社会全体の発展へ寄与【**普遍的使命**】
- 世界的規模で公共的な価値への投資が活発化・加速化する中、**機能拡張により公共を担う経営体へ転換**し、全国の知的インフラのネットワーク集積機能を活かし、成長戦略の切り札として貢献【**社会変革の駆動力としての新たな役割**】

## 目指す国立大学法人像

- 各法人の自浄能力を高めるための**管理運営体制やコンプライアンスの強化**により、**真の経営体へ転換**
- 中期計画の実質化と評価の簡素化による**自律的かつ戦略的な経営実現**により、**自律性のある発展を実現**
- **財源の多様化や産学連携の更なる活性化**による**資金獲得の柔軟性向上**により、**経営裁量を拡大**  
【参考】寄附金受入額 657億円(H16)→902億円(H30)  
【参考】受託研究等受入額の推移 1、172億円(H16)→2、835億円(H30)
- **一法人複数大学制度の活用**により、**人的・物的リソースの共有化、経営基盤の効率化、教育研究機能の強化**

## 法律改正事項

- **学長の業務執行状況に対する監視機能の強化、監事の常勤化**による監査体制の強化(常勤監事を設置している法人数:46法人(R2))、**外部性を重視した学長選考会議の委員構成の適正化**
- **中期目標の達成状況を可視化**するため、措置の実施状況に関する**指標を中期計画に設定**するとともに、事務負担の軽減を図るため**年度評価を廃止**
- 国立大学法人が保有する**研究成果等を社会に還元し、自ら財源を獲得する手段としての規制緩和**として、**出資対象範囲を拡大**
- **2つの法人統合**(北海道国立大学機構(小樽商科大学・帯広畜産大学・北見工業大学)、奈良国立大学機構(奈良教育大学・奈良女子大学))

## ポイント

- ◎ 中期目標・中期計画の策定に向けて、国が総体としての**国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を「国立大学法人中期目標大綱」として提示**
- ◎ その中から、各法人が、**特に変革を進め、特色化を図る項目を選択し、自らの独自性・戦略性を反映させた上で中期目標に位置付ける**とともに、それに基づき達成を目指す水準やそのための方策、評価指標を明記した中期計画を策定（加えて、各法人のポテンシャルを最大限生かした独自の目標を設定）

## 【前文】

- ◇ 国立大学法人を社会課題の解決に資する新たな知の創出と知識集約型社会を牽引する人材育成を担う中核として位置付け、**国から国立大学法人に期待し、負託する役割・機能を明確化**
- ◇ ニューノーマルな社会への転換期において、**我が国の成長戦略に基づく持続的な発展のための駆動力**となるとともに、世界を導く新たな価値を創造し、**国際社会で確固たる存在感を示すための意欲的・戦略的な取組を期待**

## I 教育研究の質の向上に関する事項

各法人が自らミッションを選択し、中期目標に位置付け（以下は例示）

### 1. 社会との共創

- ◆ 地域の課題解決のため、地方自治体や地域の産業界をリード
- ◆ 世界トップに比肩する研究大学を目指し、教育研究環境を整備

### 2. 教育

- ◆ 社会が求める人材に応じ、機動的な教育研究組織の改編を推進
- ◆ 高校で育成した能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜
- ◆ 新たなリテラシーを身に付けた人材の養成など、社会人のキャリアアップを支援
- ◆ 異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成

### 3. 研究

- ◆ 基礎研究と学術研究の卓越性と多様性を強化
- ◆ 社会改革に繋がるイノベーションを創出
- ◆ 若手研究者が産学官を越えて能力を最大限発揮できる環境を構築

### 4. その他

- ◆ 人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張
- ◆ 持続可能な地域医療体制の構築、医療分野を先導する医療人を養成

各法人の目指す方向性を見据えた  
個性化・特色化を期待

## II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ◇ 学長のリーダーシップによる強靱なガバナンス体制の構築
- ◇ 全学マネジメントによる施設・設備の戦略的な整備・共用

## III 財務内容の改善に関する事項

- ◇ 財源の多元化等による安定的な財務基盤の確立

## IV 自己点検及び評価並びに情報の提供に関する事項

- ◇ 自己点検評価の可視化によるエビデンスベースの法人経営  
ステークホルダーとの双方向対話による理解・支持の獲得

## V その他業務運営に関する重要事項

- ◇ デジタル技術の活用等による業務の継続性確保と機能の  
高度化

概ね全法人に共通する方向性を  
提示し、経営基盤を強化

# 国立大学法人運営費交付金における評価の仕組み（令和3年度予算）

## ◆ 成果を中心とする実績状況に基づく配分 配分対象経費 令和3年度：1,000億円（令和2年度：850億円）

### ・趣旨／特徴

- ✓ 評価の客観性の確保
- ✓ 改革インセンティブと安定性・継続性のバランスに配慮
- ✓ 学問分野ごとの特性を踏まえた評価となるよう、教育及び研究に係る評価については実績を学系※ごとに分けて評価

※国立大学法人評価の中で、(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する教育研究に関する評価において実施される「現況分析」における評価単位  
(人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関の11学系)

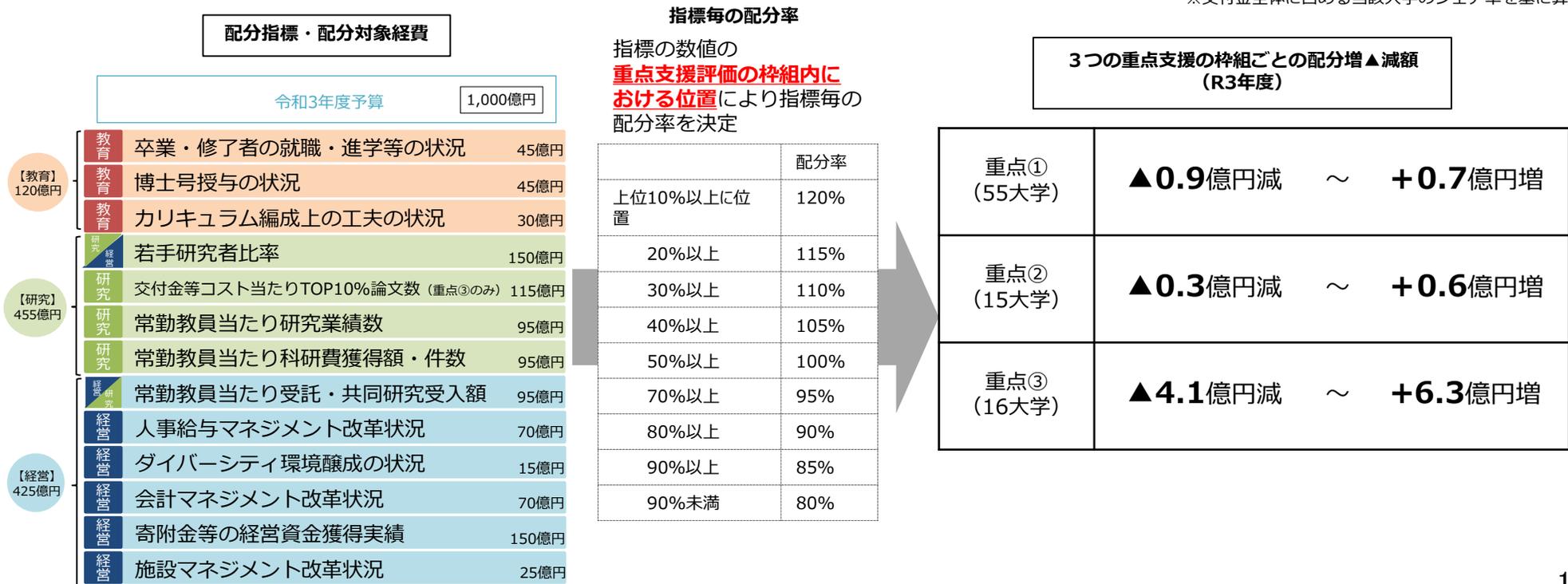
### ・評価／配分のイメージ

文部科学省において、  
成果や実績を相対的に評価するための配分指標、  
配分対象経費、指標毎の配分率を決定



文部科学省において、  
各大学の基幹経費における配分対象経費(基礎額)※に  
指標毎に配分率を乗じ、配分額を決定

※交付金全体に占める当該大学のシェア率を基に算定



# 学校法人のガバナンス改革に関する検討の経緯

## 学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日  
参議院文教科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずる**こと。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

※衆議院文部科学委員会においても、ほぼ同内容の附帯決議がなされている。

## 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

## 学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月～令和3年3月）

「経済財政運営と改革の基本方針（2019）」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。

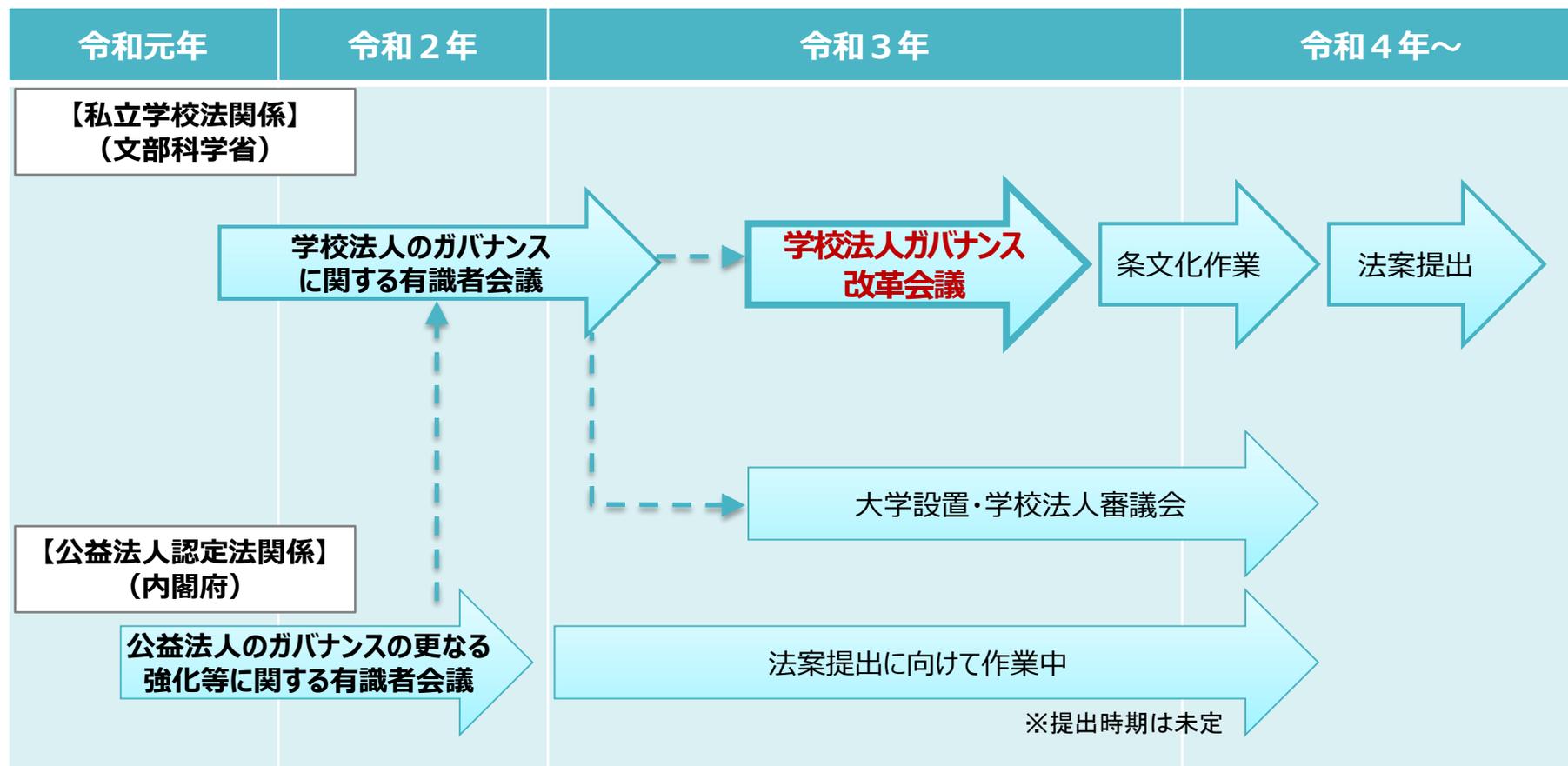
# 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革<sup>（注）</sup>につき、年内に結論を得、法制化を行う。  
（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

## 学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度の改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、制度改革に向けた改革案の全体像を年内に取りまとめるため審議中。

## 今後のスケジュール



# 「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」【概要】

令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議

## 基本的な認識

- ガバナンスとは、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み。法的枠組みに加え、ガバナンス・コードの段階的な充実、各法人の自治の見直し・情報開示を徹底。
- 本まとは**大学を設置する法人の基本的な方向性**を提示。制度・運用の詳細や学校種・規模等に応じた簡素な在り方の検討を文部科学省に提言。

## 評議員会の基本的な職務

- 評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のため、**役員の選解任を行う**とともに、**運営の重要事項について議決を行う**こととする。
- **一定の重要事項**（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）は、**評議員会の同意、承認等の議決を要する**こととする。**決算・事業実績は、評議員会が承認の議決を行う**こととする。
- **評議員による書類交付請求、解任の訴え、違法行為差止請求等の仕組みを導入**する。見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、責任追及の在り方を検討する。

## 役員の選解任の在り方

- **役員の選任は、評議員会が行う**こととする。
- 現在の校長理事の制度は維持する。**評議員のうちから理事が選任される場合、選任に当たり評議員の辞任**を求める。
- 理事会全体の知識・経験・能力バランスや理事のカテゴリーに応じた確保方針、学外者を含む指名委員会の活用など、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込む。
- **役員の解任は、評議員会が行い**、職務義務違反等の**解任事由を定める**。校長理事は、理事としての解任を可能とする。

## 評議員の在り方

- 学校を取り巻く**多様なステークホルダーを反映**するよう**構成を見直す**。
- **各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる**。
- **学内関係者の割合に上限**を課し、段階的に引き下げる。**監視局面では理事兼務者の議決権の除斥**を求め、人材確保を見極めつつ**兼務禁止**に取り組む。
- **理事による評議員の選解任は、認めない**こととする。
- 評議員の選任方法や属性、構成割合の状況に関する考え方の説明・公表をガバナンス・コードに盛り込む。
- **解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える**。
- 評議員の善管注意義務は現在も解釈上あり、特別の義務を一律に定めない。

## 評議員会の運営

- 理事会が議題・議案を招集前に定めることとする。
- 議決事項について**評議員による招集請求**や**議題・議案提案**を可能とする。
- 評議員会の議事録作成を義務化する。
- 評議員会以外の場も含む情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話の推進をガバナンス・コードに盛り込む。

## 理事会・監事の職務等

- **理事長の選定・解職は、理事会が行う**こととする。
- 理事長像の策定、学外者を含む指名委員会の活用など、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価をガバナンス・コードに盛り込む。
- **業務執行理事の位置付けと決定手続**を定め、理事長・業務執行理事に**理事会への一定期間ごとの報告義務**を課す。理事会の議事録作成を義務化する。
- 外部役員の外部独立性は、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、将来的に強化する方向で検討する。
- **監事の選解任は、評議員会が行う**こととする。
- **各理事の親族・特殊関係者は、監事就任を禁じる**。
- 監事の任期は、理事と同等以上とする。監事の選解任議案について、辞任・解任監事を含め、監事の意見確認を求める。
- 理事会の招集通知の対象に監事に加え、議事録を監事も確認することとする。

## 監査体制、ガバナンスの自律性等

- 法人規模等に応じ、**会計監査**の義務付けの検討、**内部統制システムの整備の義務付け**を行う。内部通報の体制整備をガバナンス・コードに盛り込む。
- 法人の**ガバナンスに関する情報**（評議員の構成、理事の選任方針など）を**事業報告書の開示事項**に定める。ガバナンス・コードは、遵守状況の公表を推進するとともに、早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指す。
- **組織に関する訴えの出訴期間、当事者適格等を整備**する。
- 特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の**罰則を導入**する。
- 「寄附行為」の用語は分かりやすい用語にするよう改めて検討する。
- 見直し後の公益法人制度も踏まえ、残余財産に対する所轄庁の関与を検討する。